「企業取引における反社排除の実務対応」

虎門中央法律事務所 弁護士 今井 和男 氏

「ミンボー」という事件が最初 ですが、私は30年以上にわた り、今日までの一連の反社と対 峙する歴史をたどってまいりま した。政府指針や暴排条例もそ の歴史の中に位置付けられるこ とになりましたが、その歴史を 理解することによって、反社指 針や暴排条例についての正しい 解釈、皆さんの勇気のある実務 が可能になり、また、「どこま でいったら利益供与にならない のだろうか」という萎縮した発 想ではなく、果敢に、積極的に、 普段の仕事とともに暴力団排除 に関わって、暴力団を社会から 追い出すという戦いに、われわ れ市民・企業が組織として勝利 しなければならないと思ってい ます。

 ません。われわれは被害者です。 暴力団は加害者です。悪い連中 なのです。そこははっきり認識 するべきです。

われわれの悲願は、当時はまだなかった「暴力団は非合法団 体である、悪いやつだ」とそれ 法律をつくることでした。その が平成3年で、同4 年3月にその暴対法が施行され ました。われわはこれを喜りました。 を張りました。やっとできた

当時、私が日弁連の民暴委員会の副委員長だったときに、 1200 社ほどの皆さんに集っていただいて「やっとできました!」と胸を張って紹介したのですが、特に外国プレスの反応は「これは一体何なんだ!」 「日本の法律って何なんだ!」 というものでした。

暴対法は行為規制立法です。 そこには団体の規制がない、つ まり、行為は規制するが、団体 は認めるというものです。

世界中でも前代未聞の法律ではないかと思います。コロングやフィアといった団体の存在自体を認めていません。ですかなるとは山中にひっそりと潜む。アンダーグラウンドで顔や形を隠す。これが普通なのです。

ところが、わが国の法律は団体は認めているのです。しかもしからです。しからでは対立抗争のときには対立抗争のとない。 には事務所の利用を制限とない。 ではいけないと。これなどは、普段であればいいと言って、外国のけです。これを見て、外国のプレスはびっくりしたのです。

規のは、イならはラり時たは、イならはラり時たといい、よい、カーをおがっていたがのしらかがでスを対がンーないますがでスを対がとして表がでスを対がとしていれたとであるがでスを対がとしていれたととけるとは暴認を与日あスケンととけるとは表がでスを対がしたとというができない。

ただ、そのときは弁護士会も そうですが、警察の関係者にと っても暴対法という法律ができ たということ自体が大きかった のです。われわれは、いろいろ なことを言われて屈辱的でした が、これが当時の日本の現状で したし、暴力団はそれくらいし たたかなのです。このときは、 小さく生んで大きく育てていこ うということで出来上がったの でした。そして、そのとおり、 平成 5 年、9 年、16 年、20 年、 24 年と改正に改正を重ね、育 ってきました。ただ、それでも 行為規制立法というしばりはま だ根本的なところで残っていま す。

では、われわれは暴力団の存在を認めているのかというと、決して認めていないです。しかし、残念ながら法律としていここまでが精一杯でした。今は、それを徐々に強化していこうというところにあります。

す。

そういう違法な連中がうまい こと広報等をして、暴力団との 対決構図は警察だとすり替えて しまった。週刊誌を見てくださ い。『週刊実話』でも『週刊大 衆』でも、堂々と指定暴力団の 幹部の顔を載せているじゃない ですか。そして地位や経歴まで 記載されています。記事もよろ しくないです。「警察の攻勢は どこまでいくのか」。そして、 まるで反社を助けるかのように 「反社はどこまで頑張れるの か」とまるで他人ごとなのです。 そういうことが、わが国の独 特の歴史です。被害者はわれわ れ社会であり、加害者は暴力団 であります。それがようやく真 の姿として市民・企業、つまり 社会、ちゃんとした社会と反社 会との対決なのだということが、 政府指針の一番のコンセプトで あります。われわれが社会をつ くっている、国をつくっている のです。

これは私が常々思っているコ ンプライアンスの定義ですが、 われわれは「一人一人を尊重し て」、われわれ自身が誠実に生 きて、そして幸せになるために 「共存・共栄する」。そのため の「ルール(規律)を守ってい こうという」のがコンプライア ンスです。これを「正の社会」 とでも言いましょうか。対して、 そのルールを守らないどころか くさんいるわけです。そうやっ

社会を食い物にする、これが反 社です。こういう大きな社会が あって、円をイメージして下さ い。この円の周辺に反社がある と考えると非常に分かりやすい。 反社を社会の側から撃退すると いう構図ができるわけです。

ところが、現実には被害者 (社会)と、被害者の隣に加害 者(反社)がいるのです。神戸 のど真ん中に山口組の本部があ り、赤坂、六本木の誰でも通る ようなところに住吉、稲川の本 部がある。これは世界から見た ら、絶対にありえない。普通は 考えられないのです。われわれ はそれに慣らされてしまった。 本来、社会と反社は全く別とき れいに分かれるのです。

けれども、実際にはぐちゃぐ ちゃ。社会の中に反社が入り込 んでしまっています。入り込ん でしまって、隣の加害者(反 社)が隣の被害者(社会)にシ ノギをかけるという構図です。 仮に警察が反社退治の主役だと しても、なかなか撃退できない、 ぐちゃぐちゃな現象をどうやっ てすみ分けするのかが難しい。 そこは彼らの立ち廻りのほうが うまいのです。

高倉健さんや菅原文太さんが テレビや映画に出ると、良いや くざが悪いやくざをやっつける。 これを観て、いいやくざ、極道 に本気で憧れる浅はかな人がた

て組に入る浅はかな人もいっぱ いいるのです。そういう中で、 われわれは彼らの広報戦略や営 業に惑わされている。ぐちゃぐ ちゃになっている社会と反社を どうやってすみ分けをするのか。 た。「飲み屋に行ったら組長が すみ分けをして社会から反社を 切り分けることができるのか。

「共存・共栄」、そして「個 人の尊厳」、「ルール(規律) を守る」という社会、これがコ ンプライアンスの原点であり、 組織であります。だから、政府 指針は「コンプライアンスその もの」ということになるのです。 それはまさに正社会をつくって いる企業の責任、これを「企業 の社会的責任」と言うわけです。 い会社はないと思います。組織 直接にはわれわれも被害者です。 だから被害を受けないためにと いう意味の「企業防衛」なので す。これが政府指針のコンセプ トです。

これは警察の方には気の毒な 話で恐縮ですが、山口組や弘道 会にしても、暴力団本部の捜索 がテレビで報道される際、前に 盾を持った機動隊が映るでしょ う。機動隊の盾はどちらに向い ていることが多いですか。もち ろん警察は社会を守るためにあ ります。しかし、盾は山口組に 向いていますか。残念ながら、 反対側が多いのではないでしょ うか。しかし、現実問題として は、被害は市民に向けられる。 第三者が冷静に見ると、警察が

組本部を守っているようにも見 えます。

この辺のところが分かりにく い。われわれもそれにずいぶん 長いこと慣らされてきてしまっ いたよ」なんて言って喜んでい る人もいます。原点に戻って本 当に排除しようというのが、こ の政府指針です。

お手元のレジュメの 5ページ をお開きいただけますでしょう か。反社指針の五つの基本原則 は、皆さんご存じのとおりです。 まず、組織として対応しようと いう意味で、内部統制システム の中に反社排除が組込まれてな として、というよりは社会全体 として、組織の一人一人は弱い、 われわれは被害者だ。それを組 織で対応しようというのが、こ の「組織としての対応」と考え たらいいのではないでしょうか。 そういう意味では、コンプライ アンスそのものということも、 何となくフィットします。

「外部専門機関との連携」、 ここは警察が主役なわけですが、 「警察対暴力団」というだけで はないという意味が大きいので す。それは警察も含め、暴追セ ンターがまた大きな役割を果た しています。そういう外部との 連携をとろうということです。 その意味は、一人一人が被害者 であり続けてきた。もうわれわ

れは絶対に被害を受けない。そのためには一人ではなく組織で対応する。さらに外部の、現場で暴力団と直接対峙する人たちとの連携もしようという考え方です。

3番目と 5番目は本テーマの 核なるところですが、「取りの関係 遮断」。 を含めた一切の関係 遮断」。 社会の関係 遮断 したという を含めたし上げたとおで全が と反社がしまったのですが と反れてしまったら追い とうきえ方です。

そうは言っても、彼らはれる。 なことをし続ける。 察にとなる、刑事は警護士を のいて毅然を、刑事は弁護士を をといて をといれかしよう。 をはかれたしよう。 をするが、 きなは一人は弱い。 だも、 のだという考え方です。

 力団を利用する人が出てくるの です。

「恐れない。払わない。使わ ない。」というスローガンがあ ります。「使わない」とはどう いうことですか。使ってきた人 がいるのです。だからこそ、条 例で暴力団員の利用の禁止など が規定されているわけです。被 害者と加害者をきれいに分けな いといけない。けれども、その 境界のところ、ぐちゃぐちゃに なっているうちに向こうに洗脳 されてしまったというか、向こ う側に魂を売ってしまったよう な人もいるわけです。悪いこと をして、街宣して会社に嫌がら せをしようというのは典型的な ケースです。

この条例は、社会と反社がきれいに分かれていればいいのですが、そうではないから、これをきれいにしよう、それが「利益供与の禁止」につながってくるわけです。

平成 23 年 10 月までに、 暴しジャースを までできる。 を全はない。 を全ないが、 を全ないが、 がったに はずったが、 がったが、 がったがな にったがな がったがな がったがな がったがな にったがな がったがな がったがな にったがな がったがな にったがな がったがな にったがな にったがな にったがな にったがな にったがな にったがな にったがな にったが 資金提供をする加害者的な被害者がいる。それはもう「被害者」とは言わない。そういう人を勧告、公表しようというのが暴排条例における「利益供与の禁止」なのです。

お手元のレジュメの 7ページ をお開きください。これまで申 し上げたとおり、彼らのシノギ、 彼らの「害悪」がわれわれの 「被害」になっているのです。 これは皆さんもご存じのとおり、 平成 21 年 5 月に広島高裁が暴 力団員が市営住宅の明け渡しを 求められた事件で明渡しを認め る判決をしています。その判決 の中でも「害悪」という言葉が 使われています。「暴力団のも たらす社会的害悪を考慮すると、 暴力団構成員であることに基づ いて不利益に取り扱うことは許 される」と、裁判所はいち早く 判示しているのです。暴力団の シノギは「害悪」、われわれの 「被害」が彼らの「害悪」であ るということです。そこをしっ かり認識することが大事です。

ただ、これだけわれわれの運動が全国的に活性化してもんとないないないない理由は、加害者のないないならないであるとこのあるとこのあるとこのあるとこのあるとこのありな勘で知っているわけです。

愛知県の中部国際空港の建設は、弘道会が山口組のトップに

なる下支えとなった大きな資金 で支えとなった大きな言語は でしています。作業の作業の ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。 ではいるです。

そして今、復興がされています。 を最かされていたがは、 を表とので、のののでは、 を主いたが、 を主いたが、 を主いたが、 を主いたが、 を生いたが、 を生いたが、 を生いたが、 を生いたが、 をいたが、 にいたが、 にいただきまっい。 したが、 にいただきまっい。 にいたが、 にいなが、 にいたが、 にいたが、 にいたが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 にいなが、 に

時間が限られているので割愛 しますが、さすがにそろそろ暴 力団組織は絶滅危惧種になって きたのかなと思っていたところ で、がく然としました。東日本 大震災で何兆円のお金が復興資 金として集っているか、皆さん もよくお分かりのことだと思い ます。そのうちの相当な部分が、 特に山口組を中心とした広域暴 力団組織に流れている。その手 口は、まことに反社です。害悪 です。東日本大震災という社会 の不幸、本来であれば共存・共 栄でみんなで立ち上がろうとい う助け合いに目を付けて、彼ら はピンハネをしたり、搾取をし たりと、色々なことをしている

のです。そこには法はない。そ 代理人として彼らと対峙したこういうことをやるという現実が、 とです。だから邪魔だったので今でもあるのです。だから、な す。邪魔な者は殺せ、これは今かなか弱まらないと感じている の工藤会でもそうじゃないですわけです。 か。そういう中でわれわれは立

これで初めて、今までの虚飾の暴力団のイメージが、現実は、 現実は、 お金のためなら何でもやる。人間が時には死ぬまで、 とにかく泣こうがわめこうが、 という、この暴力団の実態が広という、この表力団の実態がです。

これは、当時、山口組の傘下にあった後藤組という組の仕業でした。一応解散したことになっているのですが、カンボジアの閲兵式に後藤忠政が出席している写真を見て愕然としました。

私も、後藤組には何度か命を 狙われました。なぜ狙われたか。 彼らのシノギを妨害したからで す。妨害というのは、被害者の

「政府指針」という呼び方も 少し誤解を生みそうです。政府 指針は、われわれ社会の指針な のです。政府がつくったことを われわれが順守させられている 訳ではない、ということを確認 すべきだろうと思います。

そして世の中は政府指針の後、 いろいろな実践に取り組んでい ます。銀行による暴排がありま す。これは金融庁がやっている わけではありません。銀行とい う民間の組織が主役として行っ ているのです。金融庁は監督庁 として後押ししているという位 置付けであって、暴排は金融庁 のアクションではありません。 そして、いろいろな契約書に暴 排条項が入るようになりました。 暴排条項とは何かというと、一 切の関係遮断を実現する道具で す。被害者の身近に入り込んで しまっている加害者である彼ら を、とにかく追い出す。もっと も、これがなかなか分かりにく い。これは駄目、これはいいと いう仕分けがなかなか難しい。

そして、先ほどの広島高裁の 裁例にもありましたが、暴力団 員という肩書きは社会的身分で はない。これは当たり前です。 社会的身分というのは、社会の 中における身分です。白と黒が ぐちゃぐちゃに混在していると はいえ、本来はホワイトとブラ ックの、ブラックのほうの人間 を何でホワイトの中の身分と位 置づけないといけないのか。 「これは身分ではない」と、裁 判所はそう言っているわけです。 簡単なことです。暴力団員を辞 めればいい。つまり、反社から 足を洗って、明るく正しい社会 に出ればいいという、当たり前

次に、証券会社についてです。 かねてから反社の介入が顕著に みられた証券業界ではいち早く 警察庁のデータベースに業界の データベースを連携させていま す。

のことを言っているのです。

レジュメの 11 ページに移り

まきのない高も、とのい付のな社ののい高も、とのい付のな社ののい高も、とのい付のな社がのからがあるとるてくう針とおるとのいった。とのいけのな社のののの合うには要行とのなる。関係で表したのであるはい府遮すにの一つのである。とのいけのな社ののの合うには要行とのののである。とのいけのな社ののの合うにはないのである。とのいけのな社ののの合うにはないのではないのである。

そして、不動産。不動産団体 も、平成 23 年ですからわりに 最近のことですが、契約書に 表近る暴排条項のモデル例も を 表しました。不動産は悩まを でする組事務所がターゲット のことなれば、不動を でする は のことなれば、不動を でする が ります。

建設・土木においても、業界 団体が暴排条項のモデルを公表 しました。

公共工事においても、地方自 治体も国も社会の側がみんなで スクラムを組んで反社を排除す るという姿勢でいます。

何となく他人事であってはいけない。「警察対暴力団」ではなく、われわれ一人一人が主役という認識に立って、仕事の中で彼らが入り込んでくると識が大事です。

暴排条例が実務的に多く問題 になるのは、東京都の条例を例 簡単に言いますと、今申し上げたとおり反社の排除は、被害に遭わないためではなく、社会から駆逐するのです。そういう意味なのです。

逆をいえば、彼らがどうやっ たら生き延びようとするのかを 一番に考えたら分かりやすいの ではないでしょうか。利益供与 の要件である「活動を助長す る」というのは、企業でいえば オペレーション、業務を推進す るということです。暴力団であ ることを誇示する彼らの活動は 多くあります。そういうもので 大きく見せて、市民・企業を怖 がらせて、泣き寝入りをさせて というのが、彼らのビジネスモ デルの中心です。そのオペレー ション、営業なり経営を助ける ようなことをしてはいけない。 先ほどの不動産も、彼らに活動 拠点を与えるということはまさ

に活動を助長していることにな るのかなと思います。

似たようなことで、「運営に 資する」という要件は、コーポ レート・ガバナンスコードでい えば、彼らの「持続的成長、継 続性」に寄与するというイメー ジです。

「情を知って」やってはいけ ないと規定しているのに、あえ て最後に情を知らないでした契 約は、正当な理由があるとして 免責されると規定されているこ との関係ですが、「情を知っ て」という要件については、こ れを反対解釈すると、情を知ら ないでした契約については利益 供与の禁止に反しないというこ とになります。そして、念のた めに企業活動が不必要に萎縮し ないようにとの趣旨で、情を知 らないでした契約の履行につい ては、但書で「正当な理由」あ るものとして適用除外とされて います。

そういう趣旨で、念のために、 情を知らないでした契約につい ては免責しようとしている、と 考えたらいいのではないでしょ うか。

ただ、では、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 にはなり、 には、からだりのがには、で中がに対するは、 がいるが目そすで著し、対害とす止、対害とすよがには、 ないますがには、で中がに対すでは、 がには、のののあのそ団たは、からには、 がには、のいるのをでは規除・ことは、 でいまがには、 でいまがになった。 になった。 がになった。 がはなった。 がはなる。 がはな。 がなる。 がな。 がなる。 がなる。 がなる。 がな。 がなる。 がなる。 がなる。 がなな。 がなる。 がなる。 がな

中には、被害者という名の加害者もいます。そういう意味では、「誠実な被害者」が守られるためにこのような条例が作られたと逆説的に考えたらいいと思います。

つまり、正当な理由を解釈するときに、「怖かったのです」 では、余り説明にならないので す。「怖かったのです」と言う ことで、被害者になっては駄目 なのです。だからこそ、このよ うな条例が有効になるのです。

証券に関係した 600 億円の損 害賠償事件の判例がありますが、 これも恫喝をされ「怖かった」 と、一審、二審はこれが認めら れました。ところが最高裁に行 って、怖くても警察に言えばい いじゃないですか、自分で被害 を回復しようと努力せずに、こ れくらい払えばなどというのは、 それはやむを得ずにならない、 と言われてしまったのです。だ から外部専門機関との連携とい うツールがある。そういったツ ールがあるにもかかわらず努力 をしないのは駄目です、という ことなのです。これが1点目で す。

2 点目として悩ましいのは、 対価のある利益供与です。これ も利益供与になります。今、求 められているのは、取引からの 排除、関係遮断です。そうだと すれば「対価をちゃんと払って います」というのは正当理由に はなりません。

例えば賃貸借において、借主 が暴力団であると薄々気付いな、 賃料は高くも安くもなく 普通の賃料、という場合です。 きちんと不動産業を行っている かということと、 最力団排除と 向き合っているかということは、 別の問題なのです。

務者が反社だとします。そして、 そのことに後で気付きました。 反社との関係解消を意識しつつ 債権回収を行う、その問題です。

今まで申し上げてきたことか らすぐお分かりのとおり、反社 の排除は、取引に入る前であれ ば、取引をしない、ということ です。そして、取引を開始した 後に反社と分かった場合は、取 引の解消です。したがって、債 権回収の場面は、取引が始まっ た後です。与信の場面が取引の 第一段階になるわけですが、そ こで騙されてしまったのかもし れません。そのときは反社と分 からないまま、取引に入り、融 資をしてしまった。後になって、 取引相手が反社であったと分か るというのは、非常に多くある ケースです。もちろん、契約書 等に暴排条項が入っていれば、 その条項を適用して取引解消が できるわけです。

金融機関でいうところの債権 回収の極大化と反社排除は、基 本的には一致するものと思う次 第です。

反社からの債権回収は、反社 排除であるという認識に立たれ た場合、債権回収は、その分厳 しく、となるのでしょう。更に 申し上げれば、もっと回収でき たのに相手が怖い、うるさいと 思ったから、他の債務者であれ ばもう少し頑張るのに、命あっ ての物種だからこの程度で、と 勝手に考えてしまって回収を行 わないのは、やはり駄目なので す。この場合に求められるのは、 やはり、本筋である債権回収と してどのくらい回収できるのか、 その観点での緻密で毅然とした 対応であり、ここにおいて、債 権回収=反社取引排除となるわ けです。

それとの関係で、反社に対してリスケを認め、一括弁済させるべきところ返済期間を 1 年にするとか、1 年のところを 3 年にするとか、こういったことは

許されるのか。なぜ問題となるに難しい問題かもしれません。 のかというと、その部分だけを 見ますと、反社に期限の利益を 与えていることになるからです。 返済期間が1年とか3年になり ます。そこだけを取り上げて見 たら、利益供与にも見えます。 本当にそれは駄目なのか、とい うことになるわけです。

反社排除の原点に戻っていた だくと、債権回収の場面におい ては、少なくとも債権回収の極 大化、相手にカネを残さないこ とが、最も反社排除に適います。 中途半端に手仕舞いさせること が、逆に反社に対する利益供与 と捉えられかねません。現実的 な対応として、債権回収を極大 化するという原点に返っていた だくのがよいと考えます。

リスケについても、なぜリス ケをするのかを考えれば、一括 で返せない、今のままだとデフ オルトする、だからリスケをす るわけです。リスケのときに 1 年なり3年なりの期限を付与す ることを許すかどうかが、利益 供与にあたるかは、リスケをし なかった場合にどうなるかの対 比で考えてください。

反社に対し「今はリスケしま せんよ」と言ったらデフォルト します。彼らは、おそらく返さ ないし、「返せないよ」と言う でしょう。それが債権回収にお ける反社排除になっているのか、 ということとの対比です。非常

現場で債権回収に携わっておら れる方には、そういったリスケ の申し出があった場合は、資金 繰りの資料を出させるとか、そ ういった手法があるわけです。

ところが、相手が反社の場合 は、何せ反社のシノギですから、 資料として検討のしようがない ものを出されて逆に困ってしま うことがあるのです。

そういった場面で考える視点 は、今リスケすることが債権回 収の極大化に本当に資するかど うか、です。後になって金融庁 から指摘を受けたら大変だとい うことを気にし過ぎて、結局塩 漬けにする。塩漬けにすること のほうが、反社排除から見ると どうでしょうか、ということな のです。

その場面では、リスケする場 合としない場合を対比して、よ り慎重にエビデンスなり説明な りを受け、債権回収のプロとし て、相手が1年、3年あれば払 うと言っていることを考えます。 実務的にいいますと、リスケを すると守ってくれる反社も結構 多いようです。

反社は怖いとか、鬱陶しいと か、関わり合いたくないという 気持ちは、何の正当理由にもな らないことを頭に入れます。究 極的な債権回収は反社排除であ り、そのためにはどうしたらい いか、それを考えていただけれ ばと思います。

次に、似たような問題ですが、 ③のリスケをするときに一部免除する点です。これはよくあります。いろいろな場面であると思います。会社のマニュアルもあるかと思います。

「期限の利益の付与」が、この「一部免除、債務免除」や④の「DPO」も同じですが、少し違うのは、期限の利益の付与の場合は、デフォルトして一括返済請求ができるようになりました。

けれども、一部免除をしてしまうと、まさに免除ですから、カットしてしまったものは復元ができません。暴対法にも貸したカネの免除を迫ってはいけないと書いてあります。

コンセプトなり、考え方は② と③は同じです。

究極的には、債権回収が反社 排除に通じているかという観点 です。

パーツ、つまり、期限の利益 付与や債務免除はその中に全て 含めて考えます。そして、選ん だ方法のエビデンスを説明します。それはプロとしての皆さんの腕だと思います。そのときの判断の理由に、怖い、鬱陶しいは駄目、ということなのです。

債務免除が入ってしまうと、 期限の利益の付与の場合のよう な3年後のリベンジができませ ん。免除するかしないかの見分 け方、その説明をする言い古と 資料はより慎重でなければなら ないと言えると思います。

に合意しましょう、というのが 一般的なところです。

ところが、 反社にのない。 ではこれがが方るない。 がいのです。 がいのです。 がいのです。 がいのです。 がいのです。 がいいのです。 がいいでででする。 がいいででする。 がいいででする。 がいいででする。 がいいででできないいいででないいいと ないとはないと がいとはないと がいことはないと がいことはないと

するための和解もそうです。

通常の和解であればこれだけの回収極大ができるでこないにないにない「にない「なれば恐らく払ってこながら、相手が「にないのはながら」という理由だけでのは、とはけて腰すら上げないの」とは言えないと私は思います。

⑤は和解条項に暴排条項は必要かというものですが、これはよく企業からのご相談のテーマになります。今まで申し上げた

⑥はクレジット債権、オート ローン債権についてです。こう いうご相談が最近増えており、 実務処理をしています。これは 簡単に申し上げますと、今まで 申し上げたことと全くイコール で、少額だから、という理由は 通用しないということになりま す。少額だからいいということ ではないのです。けれども、相 手は、そもそも一括で払えない から少額のローンを組んだ、し かもそれがデフォルトしそうだ、 という場面なのです。反社だか らと一括で払うように言っても、 もともと一括で払えないからロ ーンを組んでいるのですから、 払えないわけです。荒井弁護士 のところに反社から電話がきて、 「払えないからこういうふうに ローン組んでやっているのに、 何で一括請求するのか、払えな いと分かっていながら、何で脅

が、その言葉のとおり、「俺は 払おうと思っているんだ」とい うわけです。

では、 大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの に、大に大一利辺せス軟こプの

のところに反社から電話がきて、 問題設定を分かりやすくする「払えないからこういうふうに ために、売買価格は相場価格にローン組んでやっているのに、 しました。ただ一般的には、金何で一括請求するのか、払えな 融の方は皆さんご存じのとおり、いと分かっていながら、何で脅 裁判所に申し立てる競売よりもすんだ」と言ってくるそうです 任意売却のほうが早く処理がで

き、価格も高いと言われています。ですから、この辺りはあえて相場価格としました。場面によっては、相場価格より高い場合も低い場合もあります。

①については、不動産の所有 者が反社であるという場合、債 務者兼所有者という場合と第三 者が所有者であるという物上保 証人の場合と、2つのケースが あります。結論を申しあげます と、任意売却は許されます。今 まで申し上げてきたことなので 繰り返しませんが、債権回収の 極大化が反社排除ということだ からです。しかも、彼らが担保 不動産を提供していたというこ とは、売却するために担保に入 れているわけです。彼らの資産 なのです。これを売って、そこ から回収する。

で 反保と却化高そうあ相相しすい 意を、担債動がはい。 を産と。て不収でなすまもいた を産と。て不収でなすまもいる を産と。で不収でなすまもいは がさ産不回が大こ思こけとは価格 がはい。し低う相る がはいるは価格格か本こ がはばまあどるたでま もいはあるるほいとは価格格か本 にすまそ担、意何格とよない をいるるほいとは価格格か本 にすまそれがはい。しばら はあいは がはい。しばられないは にすまとし、す。 でいまし、 でいま、 でいま、 でいまし、 でいま、 でいま、

そして、第三者所有のときも

同じだと思いますので、ここは その程度にさせていただきたい と思います。ただ、厳密にいい ますと、売却されたときに残債 務が残るのか残らないのかとい う問題がありますが、細かい議 論になりますので、本日はそこ には触れませんが、基本は債権 回収の極大化です。債権が残っ たらそれをどのようにするかに ついては、先ほど申し上げたと おり、期限の利益を付与すると か、DPO をするとかという問 題に戻ってくると思います。多 くは担保不動産がなくなれば、 資産がなくなるのが通常です。

②は売却先が反社で、相場価 格の任意売却という場合です。 債務者が反社である場合は、任 意売却によって反社からの回収 が極大化する、これは当たり前 のことです。これでいいと思い ます。しかし、②は普通の債務 者です。普通の債務者が反社に 売った、これは結論から申し上 げれば駄目でしょう。不動産を 持たせることで反社に与える効 用にはいろいろな面があります。 基本的には、不動産業に参入し ている反社を利してはいけない ということになるのではないで しょうか。任意売却の相手が反 社だったら「それはダメです、 他に売ってください」と言えば いい。他でもっと高く売れると ころがあると思います。それこ そが、関係者の努力で債権回収

の極大化に資することになるの です。

③は売却の仲介が反社でした、 ということです。これは駄目で しょう。言うまでもありません。 「不動産の売買に関わっていな い。だからいいじゃないか」と 言っても駄目です。仲介という のは、立派な不動産業です。原 点に戻れば、取引を含めた一切 の排除です。仲介手数料が彼ら のシノギになる可能性がある。 価格によっては莫大なお金にな ります。これは駄目なのです。 「そんなところが仲介をしたら、 我が社は任意売却について応じ られません」と自信を持って言 っていいのではないでしょうか。

不動産賃貸借においてでもももになったでであること貸すのでもりができますのは、前になりになる側に立る側になれば、大きのではなりになる側にないます。 賃料を払うことにないます。 賃とは、他にないは、まずのでに貸とす。 ではなれば、はないます。 は、は、はいます。

工事請負契約については、業 界の約款も整備されまりた。がもとれた関するしたの関係者が 1000 坪をを 暴力団の関係者が 1000 坪をを 暴力団広大はで、 暴力団広大はで、 最力団広大はで、 最力団に 大して と、 に 対した と、 近隣住民の 民運動が激しくなりました。

東京の業者がこのことを知らずに、巨額な請負契約を締結し

ただ、この会社は上場会社で、 内部統制システムに反社排除が うたわれていました。これがよ くできていました。最終的には 「相手が反社だと、密接交際者 だと分かっていれば、契約はで きません」と言いました。相手 からは「ふざけるな」と言われ ました。「お金を払っているの に、どこが反社なのか」という ようなことを言いました。仮に 裁判になったとします。錯誤無 効を主張するためには「私たち は反社だと分かっていれば契約 できませんがいいですか。あな たは大丈夫ですね」と聞いて 「大丈夫です」と言えば、錯誤 となりますが、実際には契約前 のデリケートな場面です。大き かったのは、内部統制システム のところに反社排除条項があっ た点でした。これがまさに組織 としての対応、コンプライアン

ス体制です。「『反社とはつうでとはいいとはいいとないできまるででででした。」とないでもいるといいとないでもはないでもはないでもはない。ではないではないではないではないではないではないではないではないではないです。

最後に、保険契約についてお 話します。各界で反社排除を進 めており、そういう中で保険契 約については重大事由解除とい うところでの当てはめをしてい ます。保険契約は期間が長く、 預金取引とは様相が違う面がご ざいます。けれども、やはり原 点に戻って「社会の構成員だか ら契約するのであって、反社と は契約できません」、いわばそ の1点に尽きるわけです。その 適用が清々粛々と始まっている と伺っております。毅然として 対応していただいているとご報 告もいただいております。

以上、駆け足で大変恐縮ですが、最後に、伊丹十三さんの言葉をご紹介します。

「反社は社会から暴力と恐怖に よってうまい汁を吸えるうちは 決してあきらめない」。

「カタギには手を出さない」とか「極道」とか言いますが、最近の報道にあるとおり、振り込め詐欺の主役は、今は暴力団です。しかも、広域犯罪がいくつもある。社会の信頼関係を逆手

に取ってうまい汁を吸う、彼ら の典型的なやり方です。しかも 被害が巨額になっています。 れを見ても、社会と反社の対 構造、社会の被害が減れば、反 社のシノギが減るという構図 はっきりしてきます。

反社排除はなぜこれほどに苦 戦してきたのか。暴対法はなぜ 団体そのものを認めない団体規 制法ではなく、行為規制法とい うことで、肩身の狭い思いをし たか。それは、日本の反社が非 常にしたたかだからです。そし て、反社は社会を人質に、被害 者のすぐ裏に、飲み屋の裏に、 赤坂や六本木のすぐそばにいま す。反社は社会を人質に混然一 体をはかっています。山口組は この現象を、共存・共栄とすり 替えました。共存・共栄とは社 会の中のことであって、それは 共存・共栄ではなく「被害者・ 加害者の混然一体」と言うべき です。

えますが、九州に限らず、日本 全国で、今は社会が本当に世の 中の取引から反社を排除して迎え 絶する、最後のチャンララの中かる 、最後のよっの取引の中かな とます。ないますのないかで、 仕事をしながらと思うわけでない で、たりにないました。